

特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事 様

届出者 氏名または名称および住所ならびに
法人にあっては、その代表者の氏名

大気汚染防止法第18条の6第1項(第18条の6第3項、第18条の7第1項)の規定により、特定粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		*整理番号	
工場または事業場の所在地		*受理年月日	年 月 日
特定粉じん発生施設の種類		*施設番号	
特定粉じん発生施設の構造	別紙1のとおり。	*審査結果	
特定粉じん発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	*備 考	
特定粉じんの処理または飛散の防止の方法	別紙3のとおり。		
参 考 事 項			

- 備考
- 1 特定粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる項番号および名称を記載すること。
 - 2 参考事項の欄には、常時使用する従業員数を記載すること
 - 3 印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前および変更後の内容を対照させること。
 - 5 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん発生施設の構造

工場または事業場における施設番号			
名 称 お よ び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原 動 機 の 定 格 出 力 (k W)		
	原 料 の 処 理 能 力 (t / h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 特定粉じん発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したものまたは既存図面等を用いること。

特定粉じん発生施設の使用の方法

工場または事業場における施設番号			
規 模	使 用 行 程		
	1 日 の 使 用 時 間 お よ び 月 使 用 日 数 等		
	季 節 変 動		
原 材 料	種 類		
	各 原 材 料 の 使 用 割 合		
	各原材料の通常の1日の使用量 (t / 日)		
	各原材料の通常の月間使用量 (t / 日)		

備考 1 原材料の欄は、工程別に記載すること。特定粉じんを含有する製品を原材料として使用する場合には、当該原材料中の特定粉じんの割合を原材料の種類欄に記載すること。

特定粉じんの処理または飛散防止の方法

特定粉じんを処理し、または特定粉じんの飛散を防止するための施設の工場または事業場における施設番号				
特定粉じんの飛散の防止に係る特定粉じん発生施設の工場または事業場における施設番号				
特定粉じんを処理し、または特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称				
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
処 理 ま た は 飛 散 防 止 の 方 法	集 じん 機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率（％）		
		集じん容量（ m^3/min ）		
		捕集粉じん取出方法		
		捕集粉じん払落とし機械の種類		
		送 風 機	原動機能力（kW）	
			送風量（ m^3/min ）	
		排出口の高さ（m）		
		排出口から敷地境界までの距離（m）		
	維持管理方法			
	散 水	装置の種類・型式		
		散水の方法		
	そ の 他	種 類		
方 法				
参 考 事 項				

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 集じん機の捕集粉じん取出方法の欄には、取出方法の人力または動力の別、取出しの周期等を記載すること。
 - 3 集じん機の捕集粉じん払落とし機械の種類欄には、粉じん払落とし機械の自動式または手動式の別を記載すること。
 - 4 集じん機の維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記載すること。
 - 5 散水の方法の欄には、散水量、散水時間、散水の実施頻度等を記載すること。
 - 6 その他の欄には、建屋開口部の密閉化、建屋等の清掃等の対策を記載すること。
 - 7 参考事項の欄には、廃棄物として処理される特定粉じんの保管および処分の方法等を記載すること。
 - 8 特定粉じんの処理または特定粉じんの飛散の防止のための装置(フードを含む。)の構造と主要寸法を記入した概要図を添付すること。